



そなえる

1996
NO. 91

毎月15日は
川崎市民地震防災デーです

1996年(平成8)2月20日 発行
○発行/川崎市
○編集/土木局防災対策室
〒210 川崎市川崎区宮本町1番地
電話 (044) 200-2111 内線2840

近くてわかりやすい震災時の避難所 全ての市立小・中・高校

災害時用物資を学校にも備蓄

川崎市では、より円滑に災害応急対策ができるよう、次のような内容で防災対策強化を図っています。

避難所

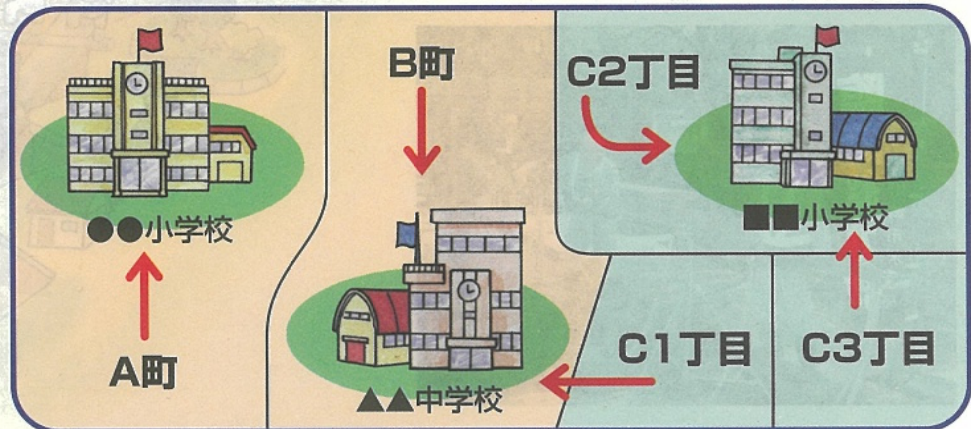
平成8年度から、全ての市立小・中・高等学校(小学校114校、中学校51校、高等学校5校)を避難所として、どの町がどの学校へ避難するかを指定します。これにより、自宅が倒壊するなどして避難生活をするようになってしまった人や食糧等の自己確保ができない人は、原則として居住地に近い地元の学校で支援を受けることができ、また、安否の確認や連絡、避難所運営も円滑に行えるようになります。(発災直後、緊急に避難する必要があるときはこの指定にかかわらず、とりあえず安全に行くことが可能な最寄りの学校や公園などへ避難してください。)

どちらの町がどちらの学校を避難所とするかは、学校の規模と立地条件、各町の人口等を考慮して決めてまいりますが、詳細につきましては後日皆さんの各ご家庭に配布する「川崎市/わが家の防災ハンドブック」でお知らせします。

なお、従来の「要避難地域」と「任意避難地域」の区分けは廃止しますが、「広域避難場所」は、今後も大規模火災から逃れるためのオープンスペースとして、またヘリコプターの臨時離着陸場などに使用されます。

災害時用物資備蓄

また、災害時用物資(救助用機材、食糧、毛布など)も、従来市内18箇所の倉庫に備蓄していたものに加えて、新たに市立小・中・高等学校にも備蓄することになります。これにより、物資を必要とする場所(被災地域、避難所等)と供給する場所(備蓄場所)がより近く、または同一となり、道路交通に支障がある地震発生直後にも有効に機能するものと考えられます。



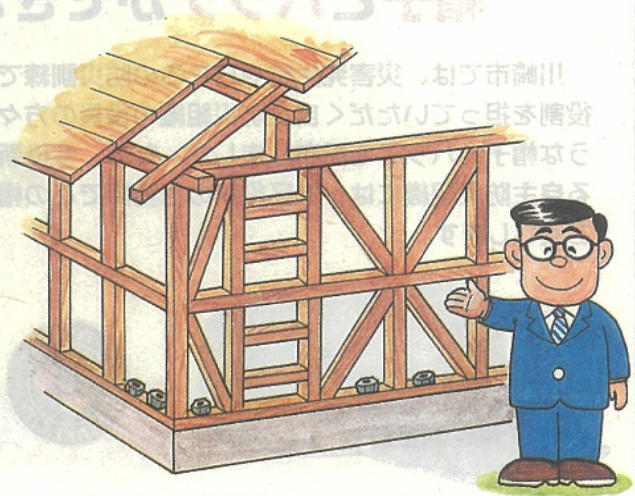
市がどのように対策を進めても、災害に対処するうえで市民の皆さんや企業の協力は欠かせません。例えば、家具等転倒防止措置や非常食の備蓄、建物やブロック塀の補強など日ごろから備えておくこと、さらに災害発生後の消火・救護活動、緊急車両の活動を妨げる自動車の使用を控えるなど、皆さんが心がけておき、対処していただくことはたくさんあります。今後ご協力をお願いします。

あなたの家は大丈夫ですか 地震に強い家づくりセミナーのお知らせ

川崎市では、これから木造住宅を建築する場合のポイント、今お住まいの木造住宅の耐震性などについて、専門家による講演会を開催します。

日 時 平成8年3月23日(土) 13時30分から
会 場 エポック中原 (JR南武線 武蔵中原駅前)
申込み方法 3月11日(月)~19日(火)の期間、建築局建築審査課で電話により受付
電話番号 200-3017
(定員180名、申込み者が定員を超えた場合は抽選)

また、当日は木造住宅の簡易耐震診断も実施しますので、診断をご希望の方は建物の図面をご持参ください。



地震がきたら 川崎市の水はどうなる？

従来から電気・ガス・電話・水道など、線や管で結ばれた生活に不可欠なシステムは「ライフライン=生命線・生活線」と呼ばれていましたが、皆さんも阪神・淡路大震災の被災地の状況を見て、これらが文字通り生活を支える線であるということ、中でも水の重要性をあらためて認識されたことでしょうか……。では、川崎市の水はどうなのでしょう……。



口径の太い水道管から直接立ち上げる「臨時給水拠点」は約1km圏内に1箇所、市内全域で70箇所に設置します。



だから 川崎市の水は地震にも強い！

でも……

「絶対的な安全」などあり得ないことを昨年の阪神・淡路大震災で思い知らされた今、ぜひ各ご家庭でも万一に備え、日ごろから水の汲み置きや飲料水の備蓄などをされるようお願いします。

市域を16のブロックに分割して、万一破損箇所があったときは、バルブ操作によりブロック間で相互融通します。

自主防災組織リーダー用の 帽子とバッジができました

川崎市では、災害発生時や日ごろの防災訓練で、リーダー的役割を担っていただく自主防災組織の役員の方々に、写真のような帽子とバッジを配布しました。なお、今後新たに結成される自主防災組織には、各区役所の総務課でこの帽子とバッジをお渡します。



自主防災組織リーダー用帽子・バッジ

「ホームステイ制度」発足にむけて 市民の皆さんのご意見や川崎市内の被災者を受け入れていただける方のご連絡をお待ちしています

川崎市では、自己所有家屋（自宅を含む）に空室があり、地震等の災害によって住居を失った本市市民の方を一定の期間、無償で受け入れていただける方のご連絡をお待ちしています。

なお、このホームステイ制度は、皆さんからいただいたご意見や諸条件を考慮のうえ、詳細を定める予定です。

連絡いただく事項

- 空室の広さ、部屋数等（例：6畳2部屋、バス・トイレ共用など）
- 受入可能人数
- 受入条件（例：子供のみ可、1ヵ月間のみ可など）
- ホームステイ制度に対するご意見

連絡先 川崎市土木局防災対策室 ☎200-2840